

分館制度の取り扱いについて

分館制度に関する検討の進め方

西予市教育委員会

1 分館制度について

	根拠法令
公民館	社会教育法第21条 公民館は、市町村が設置する。
	西予市公民館条例第1条 社会教育法に基づき、西予市公民館を設置する。
分館	社会教育法第21条第3項 公民館の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。
	西予市公民館条例第2条第2項 公民館に分館を設置する。

	職員体制
公民館	館長（非常勤）、公民館主事、業務員（嘱託）
分館	分館長（区長兼務）、分館主事（区長代理や区会計等が兼務）



旧町毎人口、公民館及び分館設置状況

R1.12.31現在

	明浜	宇和	野村	城川	三瓶
人 口	3,056人	16,613人	7,752人	3,214人	6,613人
行政区	27区	94区	131区	60区	19区
公民館	4 館	7 館	6 館	4 館	3 館
分 館	—	—	—	—	19館

- ・明浜、宇和、野村、城川地区は、主に旧小学校区ごとに公民館を設置。
- ・三瓶地区は、合併時5小学校区であったが、公民館は旧町村単位に3館設置し、19行政区に分館を設置。

昭和30年の町村合併を機に、公民館の取組みを広げるため各地区の拠点施設として分館整備を進めた。

各分館に総務部、文化教養部、体育部、生活部、産業部という活動部を設置し、公民館と連携して社会教育、生涯学習を推進してきた。

2 分館制度の課題について

公民館事業 < 集会や交流の場

分館の維持管理費の9割を市が負担

集会所は地域が管理し、全額負担

3 分館制度の見直しについて

分館は、令和4年度を目途に地域が維持管理費を負担をする**地域の集会所**としてご利用いただくことを提案し、昨年11月から各分館単位に「こん談会」を持ち説明。

主な課題



分館施設の維持管理費負担（集会所に比して負担が大きい）

区分	行政区	世帯数	建築年	面積	構造	維持管理費
分館(皆江)	皆江	193戸	平成6年	434㎡	RC造2階建	67万円
集会所(宇和町)	坂戸	220戸(建築時)	平成10年	258㎡	木造平屋建	25万円

施設の老朽化対策（解体、建築、耐震化、改修）

分館における社会教育、生涯学習の取組みについて

分館こん談会での意見（3か所以上の分館で共通していただいたご意見）

他の4町の集会所と三瓶の分館では規模が違う。行政区の規模、数も異なる。加えて、校区という範囲の考え方もなじまない。例えば、他町では校区単位で実施することが多い敬老会を、三瓶では分館で実施している。このように事情が大きく異なるにもかかわらず、分館を集会所に変更するというのは無理がある。

分館解体や耐震化などの改修、管理経費の段階的移行、集会所の建設負担などについて三瓶に配慮した制度づくりを。

地区民の減少、高齢化で区費も集まらず、値上げもできず、施設の管理経費の負担などできない。

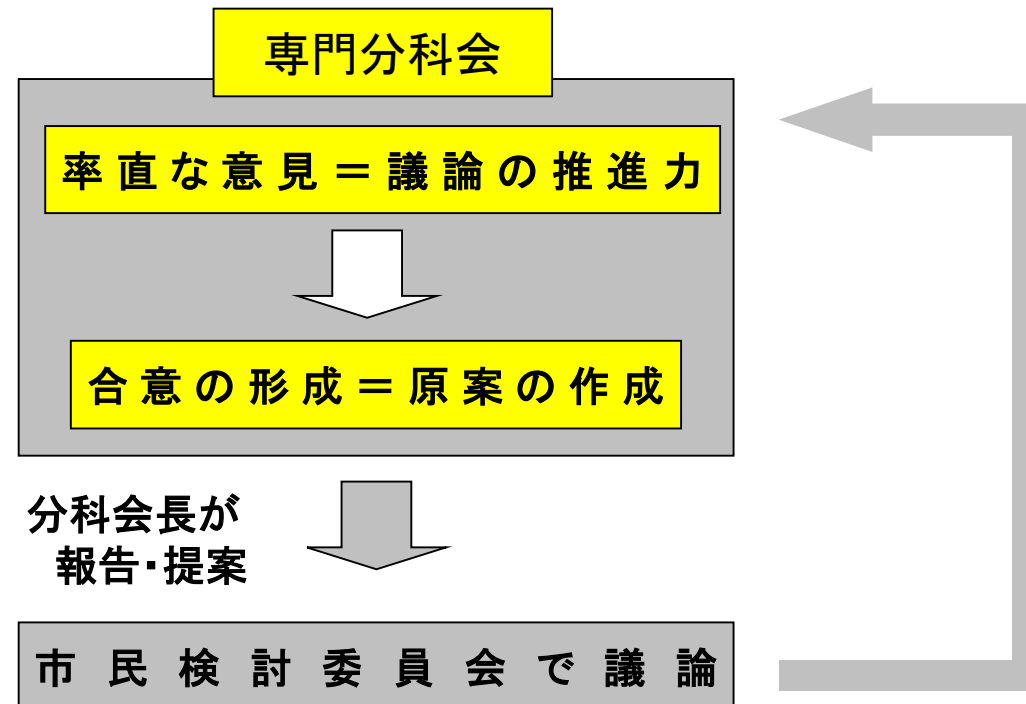
他町に比べて三瓶の公民館や分館の経費は高いわけではないのに、集会所にせよというのはおかしい。

市の施設だから市に返して、地元は使いたいときに使用料を支払って使う方法もある。

分館は西宇和地域で広く導入されていた方法で、決して間違ったやり方ではない。

4 分館制度の見直しに係る課題解決に向けて

分館制度の見直しについては、センター化の検討とは別に、このことについて**専門に検討する場**を設けて、生涯学習、社会教育の実践の在り方の違いを確認した上で、分館制度の今後の対応を考えていく。



・設置要綱の改正（専門分科会）

- ・ 委員会は、検討事項の一部について調査、審議等を行うため専門分科会を置くことができる。
- ・ 専門分科会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

・分科会構成員の選定

